附　則

２１　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

２２　地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものについては、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第三百三十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第九項第二号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「附則第七条第十項第二号」を「附則第七条第九項第二号」に、「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人」を加える。

別表を次のように改める。

熱損失防止改修工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事の種別及び内容	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事
	上記と併せて行った改修工事	1　天井等の断熱性を高める改修工事 2　壁の断熱性を高める改修工事 3　床等の断熱性を高める改修工事
	工事の内容	
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額		円

上記の工事が地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。

証明年月日	平成　　年　　月　　日

１．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏　名	印		
	住　所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名　称			
	所　在　地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

２．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名　称	印		
	住　所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏　名			
	住　所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登　録　番　号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合		登　録　番　号	
			登録を受けた地方整備局等名	

３．証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名　称	印		
	住　所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏　名			
	住　所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登　録　番　号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	